**太田市新田商工会青年部ホームページのバナー広告掲載利用規約**

第1条（目的）

太田市新田商工会青年部ホームページ（以下「本青年部ホームページ」という。）のバナー広告掲載利用規約（以下「本規約」という。）は、太田市新田商工会青年部（以下「本青年部」という。）が運営するホームページのバナー広告掲載（以下「バナー広告」という。）を利用する広告利用者（以下「広告主」という。）との権利、義務及び責任事項を規定することを目的とする。

第2条（バナー広告の規格等）

バナー広告の規格等は、次のとおりとする。

（1）規格

【大きさ】

（本青年部ホームページ内の各ページ：バナー広告及び割引クーポンに共通して適用）

横　220　ピクセル×　縦　70　ピクセル

【データ容量】

100KB以内

【データ形式】

:GIF形式,JPEG形式,PNG形式　のいずれか

（2）掲載位置

バナー広告の掲載位置は、ホームページの画面左側、サイドメニューの下部とする。

（3）掲載期間

バナー広告及び割引クーポンの掲載期間は、申込月の翌々月初営業日より1年を基本とする。ただし、短期及び長期掲載も可能とする。

（4）掲載料

バナー広告の掲載料は、24,000円とする。ただし、掲載期間を１年としない場合は、2,000円にその掲載月数を乗じた額とする。

第3条（バナー広告掲載の申込）

広告主は、バナー広告掲載申込書（以下「バナー広告申込書」という。）により、広告原稿を添付して本青年部に申し込むものとする。本青年部は、必要に応じて申込の際に広告主の業務内容等がわかる書類の提示又は提出を求めることができるものとする。掲載内容が公序良俗に反するもの及び本青年部が相応しくないと判断した場合は、申込を受付けない。

第4条（審査）

本青年部が広告主からバナー広告申込書の提出を受けた場合において、広告主は求めに応じ必要書類を本青年部に提出する。本青年部により審査を行い、掲載の可否の決定を広告主に通知する。

第5条（バナー広告の支払い）

バナー広告掲載の決定を受けた広告主は、本青年部が指定する期日までに本青年部の口座にその掲載料を支払う。

第6条（バナー広告原稿の作成及び提出）

バナー広告原稿は、広告主の負担で作成し、本青年部が指定する方法にて期日までに提出するものとする。

第7条（バナー広告掲載に伴う責任等）

バナー広告及び割引クーポンに関する一切の責任は、広告主が負うものとする。